## 第2回

杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会 議事録

平成28年9月2日(金)

	第2回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会		
日時	平成28年9月2日(金)午後3時~午後5時15分		
場所	杉並区役所 西棟8階 第9会議室 (A・B)		
出席者	委員	髙見澤、小笠原、松枝、鈴木	
	条例第 13 条	梅澤智(警視庁杉並警察署交通課)	
	による出席者		
	説明員(区)	土木担当部長	
		狭あい道路整備担当課長	
		副参事(特命事項担当)	
傍聴	なし		
配布資料	事前 資料1		
	資料2	2 重点整備路線(選定基準)(案)[修正版]	
	当日		
会議次第	1 協議会成立	* · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	2 開会	会長	
	3 傍聴申出の	~ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	4 署名委員の		
	5 委員以外の	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	6 議事	進行:会 長	
	(1)選定基準		
	(2)現地視察		
	7 その他	疾あい道路整備担当課長 ・今日和2457	
	・ 次回の審議会日程確認 (現地視察のため移動、現地視察実施)		
	8 閉会 (現地		

## 第2回 杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会

狭あい道路整備担当課長 それでは、定刻を過ぎましたので、第2回の協議会の開催をお願いしたいと思います。本日はお暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の協議会につきましては、〇〇委員、それから〇〇委員、〇〇委員から 欠席のご連絡をいただいてございます。したがいまして、委員7名のうち4名 が本日出席となっているところでございます。過半数を超えますので、本日の 会については有効に成立しているというような状況になっております。

本日の案件につきましては、後ほど私、狭あい道路整備担当課長からご説明 をさせていただきます。

それでは、協議会の開催につきまして、会 長、よろしくお願いいたします。

会 長 暑い中、ありがとうございます。それでは、これから開会させていただきます。次第にありますように、重点整備路線に関する選定基準と、後半、現地を 見るということだと思います。

傍聴については、いかがですか。

狭あい道路整備担当課長 **傍聴**はございません。

会 長 それでは、このまま議事を進めていただくとして、冒頭に、議事録の署名委員を決めておかなければいけないのですけれども、○○委員にお願いしたいと思います。

委員はい。

会長よろしくお願いします。

○○委員が欠席ですけれども、条例13条では、必要があれば委員以外の方の出席を求めることもできるというので、道路交通事情に詳しい方にということで、杉並警察署から梅澤智さんにお願いしたいと思います。委員以外の出席、いかがですか。

(「はい」の声あり。)

異議がないようですので、よろしゅうございますね。

それでは、よろしくおつき合いいただいて、今日ご参加いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

梅澤氏 梅澤と申します。よろしくお願いいたします。

会長どうぞよろしくお願いいたします。

今日欠席のお二方は、8月31日に現場を見ていただいておりまして、意見を既にいただいているということでありますので、後でご紹介ください。

では、進行のほうを課長からお願いいたします。

会長よろしゅうございますね。

(「はい」の声あり。)

ではどうぞよろしくお願いします。

狭あい道路整備担当課長 それでは、次第に沿って進めさせていただきたいと思います。

まず、資料の確認です。

まず式次第。それから、先日、第1回目でご議論いただきました協議会の運営 要綱、それと、重点整備路線の選定基準修正版ということで、3種類お配りし てございます。資料についてはよろしいでしょうか。

それではまず、重点整備路線の選定基準についてご説明をさせていただきま す。

前回においてご議論いただいたところでございますけれども、会長から、基本的にはこの選定基準で候補路線を選ぶ作業をしてみて、必要があれば選定基準を修正するという進め方でご提案いただいたところでございます。

その中で、説明について若干修正をいたしましたので、それの説明をさせて いただきたいと思います。

選定項目の3「緊急輸送道路に接続する道路」。こちらについては、タイトルとしては変更ございません。その説明について変更したところでございます。「沿道建築物の耐震化が進められ、通行が確保される幹線道路に至るまでの動線を確保」とし、緊急輸送道路につきましては、道路自体はもちろん、その沿道の建物についても耐震化が図られる道路になってございます。そのように通行が確保されている道路について、そこまでの動線を確保するために狭あい道路を拡幅するということを選定の理由としてございます。

それから、選定項目の6「自転車や歩行者の通行量が多い道路」については

若干の説明文をつけていたところですが、そちらについてはわかりにくい説明になっていると判断し、タイトルだけにしたところでございます。

修正案については以上でございます。いかがでしょうか。

会 長 今日の現地視察は、具体的な、これに合いそうな道路を見るというようなことになっているのですか。

狭あい道路整備担当課長 こちらの選定基準から、幾つか当てはまるものを今日はご視察いただきたいと思います。

会 長 前回の話では、何十本もあるのではなくて、数本を当面指定していく。ただ、 来年度以降、またいろいろと議論しながら、増やしていくということも考えら れる。

それで、この重点路線は、警察や消防にもご協力いただきながら、4メート ルを絶対確保したいというのを強力に進める路線、そういう理解でよいですね。 狭あい道路整備担当課長 重点的に取り組んでいくところです。

特命事項担当副参事 絶対 4 メートルを確保したいというのもありますけれども、いろいろなケースが考えられるので、防災都市づくり推進計画とか、その他に様々なまちの動きも捉えて、その中でケースを考えさせていただいたところもあります。

例えば、選定項目1には当たらないけれども、2には当たるもの、なども考えております。

会 長 少し種類が違うものあると。

特命事項担当副参事 そうですね。最初の一歩なので、いろいろなケースを検討していただけれ ばと考えています。

(挙手あり)

会長どうぞ、前回いろいろありましたね。

委員 前回、これに該当するものを全部拾っていくと、ものすごくたくさんの路線 が出てきてしまう。その中から、選定する基準としては何かぼんやりし過ぎて いるのではないかと指摘しました。

項目の適用について、何項目と何項目、例えば「and (アンド)」で結んで、1番の項目と2番の項目の両方にかかっているものを選ぶという、適用の仕方についての議論があってもいいのではないかということを前回私は申し上げました。

しかし、今日こうやってご提示いただいた中で言うと、項目の適用の仕方についてはあまり縛りをきつく考えなくて、こういうものに該当するものを候補

として選ぶという、選定の基準ではなく、むしろ選定の候補の条件みたいな意味だと理解すればいいのかなと、今のこれを見せていただいて納得しています。

前回と私はちょっと意見が違う。前回は、「項目の適用の仕方について一定の論理を決めておくほうがいいのではないですか」という意見を申し上げたのだけれども、そうではなくて、こういう要件の中から選んでいくという候補の選び方の外枠を規定をしているというふうに理解をしていけばいいのかなと。前回発言から少し考え方を変えてもいいのかなと。

ただ、気になるのは、やっぱり具体の選定をして、重点路線を決めていくときには、どういう論理でこれを選んでいくのかというのは、かなりきちんと選定の論理を決めないといけない。これとこれによって選んでいますよというのを決めていかないと、「何でそれを選んだ、こちらは何で選ばないの」という問われ方をしたときにうまく答えられなくなるのではないかというのが前回私が申し上げた趣旨です。条件としてはこれで、こういうものに当たるものの中から選んでいくと理解はしますけれども、最終的に路線を選ぶときの論理は、かなりきちんと書いていただくということが必要になると思っていますので、これは意見として申し上げておきたいと思います。

会長ありがとうございます。

狭あい道路整備担当課長 先日、8月31日に、今日欠席された○○委員と○○委員も同じ場所を見ていただきまして、そのときにご意見としていただいたことをご報告します。○○委員については、今まさしく○○委員がおっしゃったように、特に選定項目2の「まちづくりに寄与する道路」についての部分ですけれども、どうしてそこが選ばれたかというのをほかの人にも納得してもらえるような選定の理由が必要であろうということでお話をされていました。

○○委員につきましては、定量的な比較が必要であるということで、選定項目1と項目5から選ぶ場合については、項目の1の中で項目の5に該当するものを抽出するということで、○○委員がおっしゃった「and (かつ)」ということで、その中で候補路線を選定すべきではないかと。

同様に、選定項目1と6では、「and」でつないだ場合に、付近の集客施設を示すといったようなことで、ほかの路線と比較することができるのではないかということで、定量的な比較が必要であろうということをおっしゃっていました。

同様に、選定項目3及び項目4に該当する路線についても、検討する必要が

あるだろうと。

重点整備路線を指定することによって、どのような効果があるかというのを 具体的に示す必要があるのではないか、というようなご意見をいただいたとこ ろでございます。

会 長 はい、ありがとうございます。今のご意見も含めて、○○委員が、選定基準でいいのだけれども、選定のための条件と考えると確かおっしゃったのですね。 だから、そういう考え方で言うと、選定項目1は必要条件で、これに入っていないと、まず選ぶ対象にならないと。

2以下は十分条件で、基準を満たした上で、これらの満たしているのが十分 たる条件になると。それが、3つ選ぶ。2、3、4と選ばれるのか、3、4、 5とあるのか、4、5なのかというあたりは、どこまで定量的に行けるかどう かは別として、説得力のある説明が必要だと。総括ではそんな言い方でよろし いですかね。

少なくとも、選定項目1は必要条件であって、当面少なくともこれ以外のエリアから選ぶということはないと思っていいのでしょうか。

狭あい道路整備担当課長 今回、ご覧いただく場所につきましては、基本的には選定項目1のところではあるのですけれども、1カ所、選定項目2の「まちづくりに寄与する道路」を選んでおります。

会 長 選定項目1ではないところもあり得るということ。

映あい道路整備担当課長 前回の○○委員のお話ですと、大きく1、2、3と、4、5、6に、大きく分かれるのではないかというお話をいただきまして、その中で、1、2、3、and4、5、6で選んでいくという方法もあるのではないかというご提案がございましたので、そのようなところも踏まえまして、今回選定のご視察いただくところを選び出したような状況ではございます。

会長なるほど。多少見てみないとわからないところがありますね。

委 員 だから、この1から6までのうちのどれかに、あるいは複数、2つとか3つ 該当するようなものであれば、それを選ぶという考えでいいのではないかなと は思いますね。

委 員 外枠はそれで私もいいと思います。今日はこの6つを並列で考えていいなと 思い直しています。

委 員 今のお話だと、選定項目1は絶対に入らなければいけないということでもな さそうですし。 会長なさそうですね。

委 員 むしろ、事務局のほうで、「こういう路線を重点として選びたい」というの を幾つか例示を挙げてもらうと、逆に、そういうものを拾いたいのならこうい う論理構造だというふうに、選ぶルールを考えられる。

むしろ「こういうものが選びたいんだ」という、事務局のお考えというのを 聞かせていただいたほうが、はっきり基準をつくれるのではないかという気が します。

会長 そうですね。

委員 そういう意味では、見に行ったほうがよいですね。

薬あい道路整備担当課長 そうですね。現地をご覧いただいて、実際の状況を見ていただきながらというほうが、わかりやすいかと思いますので。

季 員 前回私も、「ルールを先に決めて」という言い方で言ってしまったのですけれども、そうではなくて、これからもまた増やしていくのにはまた新しい論理も必要になってくるかもしれないので、外枠としてはこういう押さえ方をしておいた上で、実際に「こういったところが重点にしていきたいんだ、したほうがいいんじゃないか」というご提案も含めて、現地を見ながら、選定の基準というか、そのときのルールをその都度決めていくという考え方でもいいのではないかと、思い直してきました。

会長わかりました。そういう思いですね。

ただ、一言だけ言っておくと選定項目2は、ほかの選定項目はこのエリアとか、こういうのが確かに数字的にありますよと言えるけど、2は何をもって「寄与する」とするのかというのは、あまりはっきりしないので、これはちょっとまた考える必要がありますね。

つまり、僕が言っているのは、まちづくり条例に基づく地区計画。まちづく りの地域に指定されていて、地域の人たちも一生懸命やっていますよとか、そ ういうことであれば大丈夫だと思うのですけれども。何か客観的に見て、「こ こは寄与するよ」と言われると、地元の人はそんな話は知らない、考えていな いとなると、疑問ですね。

 挟あい道路整備担当課長 言葉が足りなかったのですが、そのまちづくり計画の中において、狭あい 道路を拡幅していくということがきちんと位置づけられているというのが、 まず第一の条件と考えてございます。

会 長 地元の中でも、狭あい道路を拡幅していきたいと考えているということがあ

れば一番いいですね。

挟あい道路整備担当課長 そうですね。計画においてはしっかり位置づけられているというのが、まず一番であると考えております。そういった意味で、「まちづくり目標を実現するための」という記述にさせていただいているところです。

会長それでは、少し現地を見させていただいて。

**狭あい道路整備担当課長** はい。現地視察ということでよろしいでしょうか。

会長はい。

委員 行ってみると、わかるような気がする。

会長 そうですね。

狭あい道路整備担当課長 視察終了後は、現地解散となりますので、先に次回のご案内をいたします。 9月26日の2時からということで、お願いしたいと思います。

場所につきましては、区役所の分庁舎になります。また場所については改めてご案内いたします。

会長わかりました。では、よろしくお願いします。

(以下、現地視察。現地にて解散。)

一 了 —